

管理 No.	K103
--------	------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署：都市整備部 開発指導課
(審査係 / 内線：3392)

根拠区分	法律 条例	
許認可等の名称	宅地造成に関する工事の許可	
処分権者	奈良市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	宅地造成等規制法 (昭和36年 法律第191号)
	根拠規定条項	第8条第1項
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	宅地造成等規制法 (昭和36年 法律第191号)
	基準規定条項	第10条第1項、第2項
	審査基準	(宅地造成に関する工事の許可) 第10条 都道府県知事は、第8条第1項(宅地造成に関する工事の許可)本文の許可の申請があった場合においては、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。 2 前項の処分をするには、文書をもって当該申請者に通知しなければならない。
標準処理期間 (経由機関の日数)	受付日より約15日～70日間	
本票の作成日	平成29年2月15日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成18年4月1日改正 (号外法律第30号)	

審査基準(裏面追加)

	基準内容
審査基準等 補足	